

## 平成23年度事務事業評価議会評価報告書に対する予算反映等改善書

事業名 5-1-16 社会福祉憲章条例事業（老人等無料バス優待事業）

### 【予算反映等改善事項】

本市は、市民生活の安定と住民福祉の向上を図るために、社会福祉憲章を条例として制定し、本事業は、小松島市社会福祉憲章条例（昭和46年条例第9号）第11条第5項の規定及び小松島市社会福祉憲章条例施行規則（昭和46年規則第16号）第14条の規定により、本市の住民基本台帳に記載されている方で、①年齢が70歳以上の方、②身体障害者福祉法施行規則別表第5の1級から4級までのいずれかに該当する方で、身体障害者手帳の交付を受けている方、③知的障害者（児）であって、療育手帳の交付を受けている方、④戦傷病者特別援護法に基づく戦傷病者の手帳の交付を受けている方、⑤精神障害者であって、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方を対象とし、本市市営バスの普通運行車両の定期路線の範囲内を無料取り扱いするものであります。

本市市議会におかれましても、4年連続して事務事業評価に抽出していただいております。評価の中でも、社会福祉憲章条例の趣旨に基づく事業実施は、必要不可欠なものである。ただ、費用対効果を考える上で、その根拠となる事業支出が不明確なものであり、ゆえに、実態に見合った支出が図られるべきもので、抜本的な改善が急務であるとのご指摘で、その改善を強く求められており、評価「3」改善・効率化して継続。との、評価をいただいております。

議会から提言をいただいております。回数券の配布や、市内コミュニティーバス、デマンドバス等の導入、最低料金としてワンコイン（100円）の徴収、市外運賃の徴収など、ご指摘を受けておりました路線の再編は平成24年10月から再編がなされ、5路線14系統から3路線5系統に再編されました。実際の利用者数を把握、利用者数に即した、適正な利用料の支払いを行うべきであると、再度強く要望されました。

昭和49年4月1日から老人等無料化を始めた当初の昭和49年度の経費は990万円も昭和58年度に2,000万円、昭和63年度に3,000万円、平成2年度に3,500万円、平成5年度に3,750万円、平成14年から平成21年度までは4,250万円でございます。

そこで、市議会からのご指摘もございまして、積算の根拠を明確化するために、平成21年9月から毎年、市バスの乗降調査を行い、その結果をもとに利用実態に応じて翌年度の委託料を算定する方式に改めさせていただきました。

乗降調査の結果（1日あたりの乗降者数）は、①平成21年9月11日（金）1,045人、②平成22年9月17日（金）1,024人、③平成23年9月26日（月）903人、④平成24年9月14日（金）1,054人となっております。平成22年度は、4,100万円、平成23年度は、3,740万円とし、平成24年度では2,490万円（上半期・概算分1,725万円、下半期・精算分765万円2回に分け支払いし、下半期の委託料については、平成24年9月に行いました乗降調査に基づき、当該年度から乗降調査の積算根拠を用いて委託料を算出する方式に、また、平成24年9月議会の予算決算委員会でご指摘のございました、委託料の算出にあたり当該年を含めて過去2年間の委託料との平均値を算定するという激変緩和措置も廃止して、委託料を算定する方式に改めました。）平成25年度当初予算につきましても、直近の平成24年9月の乗降調査に基づき4月から9月までの半年間にあたる935万円を当初予算に計上させていただきます。ちなみに、平成11年までは、無料優待券の有効期間は2年間でしたが、市民の皆様方の利便性を向上させるために、有効期間を5年間といたしております。直近の平成19年度から平成23年度までの5年間の無料優待券の発行枚数は、3,640枚となっております。平成25年1月末現在の小松島市の人口は40,945人で、そのうち70歳以上の人口は8,297人（約20%）で70歳以上の方の無料優待券の保有率は約44%となっております。

徳島市、鳴門市におきましても、本市と同様の市営バス老人無料優待制度がございますが、本市と同様に優待券方式による運用を行っております。